

輸送の安全に関する基本方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

安全方針

1. 関係法令を遵守し、無事故・無違反運行に徹します。
2. お客様の安全を第一に考え、安心、安全、快適なサービスを約束します。
3. 運輸安全マネジメントを適切に運営し、その継続的实施に努めます。

重点施策

1. 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び、安全管理規程に定めた事項を遵守する。
2. 社員の健康管理を推進します。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正、予防措置を講ずる。
4. 輸送の安全に関する教育・訓練を月に1回行う。

目標及び結果

1. 重大事故・飲酒運転の撲滅
2. 物損事故ゼロ
3. 健康起因による事故ゼロ

目標及び結果

情報伝達の体制

輸送の安全を確保するために必要となる情報伝達やコミュニケーションの確保は以下の通り実施いたします。

1. 月1回の会議。
2. 月1回の小集団活動。
3. 点呼時の周知等。
4. 情報の事務所内への掲示。
5. 事故・災害時に関する報告連絡体制…… [別紙1](#)
6. 事故発生時の対応マニュアル…… [別紙2](#)
7. 安全管理組織図…… [別紙3](#)

立合い点検

1. 経営トップ、安全総括責任者による安全総点検
 - (1) 春の交通安全運動期間
 - (2) 夏の交通安全運動期間
 - (3) 秋の交通安全運動期間
 - (4) 年末年始輸送総点検期間

事故再発防止

1. 発生した事故について、ドライブレコーダーを活用し事故の分析を行う。
2. 事故の振り返り、原因の究明、再発防止の検討を行う。
3. ヒヤリ・ハット情報を収集し活用する。

社員の教育、訓練の実施

1. 新入社員教育

※初任添乗指導記録簿チェックリスト・保管

2. 乗務員安全教育計画書…… [別紙4-1](#) [別紙4-2・3](#)
3. 参加・体験・実践型の指導…… [別紙5](#)

見直し・改善・文書管理

1. 安全目標の達成状況や、安全管理の取組状況を内部監査チームにより総括を行い、その結果を踏まえ次年度の見直し・改善を行う。
2. 安全管理の取組状況のチェックリスト…… [別紙6](#)
3. 安全管理体制の運用結果を残すために記録類を適切に管理又は維持する。

その他輸送の安全に関する取組み

1. 健康起因による事故防止

(1) カウンセリング付健康診断 年1回(夜間乗務員は年2回実施)

診断結果などに異常があった場合は、医師からの意見を聴取(事業者および医師)

(2) 乗務前点呼の実施(運行管理者)

- ・熱はないか・疲れを感じないか・気分が悪くないか・おなかをこわしていないか
- ・眠気を感じないか・腹痛・頭痛を我慢していないか・運転に悪影響を及ぼす薬を服用していないか・そのほか健康状態に関して何か気になることはないか

(3) 乗務の判断(運行管理者)

- ・運行管理者は、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定します。運転者の体調が優れない場合は、乗務させません。なお、点呼の結果、乗務できなくなった場合に代わりの運転者をどうするかは、あらかじめ決めておく。体調が悪い運転者に無理をして乗務するようなことがないようにする。

(4) 運転者の日常的な健康管理(事業者、運行管理者および運転者)

- ・〈高血圧症〉・めまいはないか・頭が重い、あるいは痛くないか・動悸がしないか
- ・脈が乱れることはないか
- ・〈心血管系疾患〉・動悸がしないか・脈が乱れたり、極端に遅くなることはないか
- ・息切れはしないか・めまいはないか・胸痛はないか・気分はどうか
- ・〈糖尿病〉・のどが異常にかわくことはないか・だるさ、疲れがひどくなってないか
- ・目立って痩せてきていないか・頻尿・多尿ではないか・冷や汗が出る感じがないか

1. 輸送の安全に関する投資

(1) 最新機能搭載車両導入: 40,000千円

※衝突被害軽減ブレーキシステム、車両横滑り防止装置、車線逸脱警報、
車両ふらつき警報、ドライバーモニター、ドライバー異状時対応システム

(2) デジタルタコグラフ: 3,000千円 平成30年度100%完了

(3) ドライブレコーダー: 3,500千円 平成30年度100%完了

(4) 講習参加費: 300千円 (バス協会助成有)

行政処分の公表

この度、弊社は北陸信越運輸局より以下の行政処分を受けました。

社員一同、運輸の安全を確保するために、安全管理体制を再度見直し、

お客様に安全・安心を提供するため、信頼回復に向けて努めてまいります。

処分を受けた日

平成31年度12月2日

事業者の氏名はまたは名称

城南交通株式会社(法人番号4230001004584) 代表者駒見伸子

営業所の所在地

富山県富山市太田12-25 本社営業所

行政処分の内容

輸送施設の使用停止(80日車)

違反行為の概要

令和元年7月19日、監査実施。5件の違反が認められた。

- (1) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)
- (2) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
- (3) 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
- (4) 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反(運輸規則第38条第1項)
- (5) 運行管理補助者の選任解任届出違反(運輸規則第68条)

当該処分にに基づき講じた対策

安全統括管理者に対し以下の指導・監督を行うように指示。

- ① 運行管理者及び、補助者に対し運行管理業務を適切に行うよう指示。
- ② 点呼の記録を確実にいき記録不備をなくするための指導。
- ③ 運転者に対する適切な指導及び監督を確実に実施するように指示。